

令和8年2月24日

## 建築物防災週間（令和7年度春季）について

この週間は、広く一般の方を対象に建築物に関連する防災知識の普及に努め、防災関係法令及び制度の周知徹底を図り、建築物の防災対策を推進するため、全国的に実施されるものです。本県においても、以下のとおり実施します。

### 【 概 要 】

#### I 防災週間の期間

令和8年3月1日（日）から令和8年3月7日（土）まで

#### II 実施主体

熊本県（熊本市、八代市及び天草市は別途実施）

#### III 実施内容

##### 1 住宅・建築物の耐震化の促進

先に発生した熊本地震や令和6年に発生した能登半島地震のように、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況です。地震による被害を少なくするために、建築物の耐震化を促進する必要があり、耐震診断・耐震改修の実施に向けて、建築物の所有者・管理者に対して、改めて指導・助言を行うこととします。

##### 2 防火対策の徹底

令和3年12月17日に大阪市北区で発生したビル火災を受けて、県では消防部局と連携し、対象施設（消防法施行令第4条の2の2第2号に規定される「特定一階段等防火対象物」）へ立ち入り調査を実施してきました。立ち入りの結果、建築基準法上の不備等が確認された施設に対して早急に是正措置を講じるよう指導を行うこととします。

##### 3 吹付けアスベストの飛散防止対策に関する使用実態把握の徹底

既存建築物の安全安心確保のため、これまでも県では建築物に使用されたアスベストの実態調査等を実施してきましたが、アスベストを使用した建築物の解体は今後本格化するといわれており、住民の健康被害を防ぐためは、これらの取組みは引き続き徹底する必要があります。

本週間では、建築物の規模を問わず県内の建築物の吹付けアスベストの使用状況の調査を重点的に実施し、吹付けアスベストの使用が確認された施設に対しては、除去等の適切な措置を講じるよう指導を行うこととします。

#### 4 防災査察の実施

適正な維持保全による建築物の安全性を確保するため、定期報告書が提出されていない建築物等を中心に、関係機関と連携して、現地において建築物等の状況を調査し、必要に応じて是正指導等を実施することとします。

#### 5 防災に関する普及・啓発等

防災知識等の普及・啓発等を行うため、次の事項について実施します。

- ① 防災、耐震改修、アスベスト等の建築物に関する相談窓口の開設
- ② 既存建築物の地震対策等の追跡調査と是正指導の徹底
- ③ ポスター掲示・パンフレット配布（広域本部、市町村、建築関係団体等）

#### 6 その他防災対策関連リンク

##### ①建築基準法第 12 条に基づく定期報告制度について

（建築物） <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/115/51241.html>

（昇降機以外の建築設備等）

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/115/51242.html>

（防火設備） <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/115/51243.html>

（昇降機） <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/115/51244.html>

##### ②熊本県被災建築物応急危険度判定の概要

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/115/51262.html>

##### ③建築物の解体工事における危害防止対策の徹底について

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/115/4312.html>

##### ④熊本県の建築物耐震化に向けた取り組み

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/115/51288.html>

##### ⑤ブロック塀の安全性を確保しましょう

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/115/4631.html>

##### ⑥外壁等の落下防止対策について

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/115/4497.html>